

とちぎの酒取引促進業務委託仕様書

1 委託業務名

とちぎの酒取引促進業務委託

2 業務の目的

酒販店（卸・小売）や飲食店等（以下「バイヤー等」という。）、酒類と親和性のある業界など、酒類を取り扱う様々な業種の意見を踏まえた、本県産酒類（以下「とちぎの酒」という。）の取引促進事業を実施することで、とちぎの酒の効果的な取引増加を図り、もってとちぎの酒の需要拡大に繋げる。

3 委託料上限額

4, 0 0 0, 0 0 0円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 委託期間

契約締結日から令和9(2027)年3月12日まで

5 委託業務内容

原則として次のとおりとするが、県と受託者で協議の上変更できるものとする。

(1) 首都圏バイヤー等向け試飲商談会の開催

ア 効果的な試飲商談会とするため、事業に参加する県内醸造場（以下「出展者」という。）に対する伴走支援（新しい飲み方のアイデア検討、小規模醸造場の営業力向上等の支援など）を実施すること。

イ 効果的な集客方法を前提とすること。

(2) 試飲商談会の運営

ア 本仕様書を踏まえた試飲商談会内容の企画立案、参加者募集を行うこと。

イ 試飲商談会開催に係る準備、会場手配等、一切の業務を出展者と協力して行うこと。

ウ 参加者及び出展者に対してアンケート等を行い、必要に応じたフォローアップ（出展者に対する助言や事例共有等の実施など）を行うこと。

(3) 事業計画書の提出

契約締結後、事業計画書（実施までの手配や試飲会検証までのスケジュール等をあらかじめ提出すること。（様式任意）

(4) 成果報告書の提出

本件業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データ等からなる業務成果報告書を速やかに1部提出すること。

- (4) その他、県内醸造場の取引促進に必要な事業
必要に応じて、栃木県と協議の上実施すること。

6 調査等

栃木県は、必要があると認めるときは、受託者に対して本件業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わねばならない。

7 業務処理体制

- (1) 受託者は、本件業務の遂行に当たり、十分な能力を持つ要員を従事させること。
- (2) 栃木県は、要員がその職務の執行について不適當を認めるときは、受託者に対しその変更を求めることができる。
- (3) 受託者は栃木県の指示に従い、本件業務を実施すること。
- (4) 本件業務に係る細部の仕様等については、栃木県と受託者の協議の上決定する。

8 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報保護法の趣旨に基づき個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を県職員と同様に遵守するとともに、情報漏えい防止及び個人情報保護に必要な体制を整備し、必要な措置を講ずること。

9 守秘義務の厳守

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で知り得た情報を漏らしてはならない。契約終了後も、同様とする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じたときは、栃木県と受託者が、協議の上決定することとする。